

入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立幡多看護専門学校（以下「学校」という。）へ入学を志願し、又は入学を許可された、次条に該当する被災者に対する入学手数料及び入学料について、高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）付則第2項から第5項の各項に基づく不徴収について必要な事項を定めるものとする。

(不徴収の要件)

第2条 学校の入学を志願する者又は入学を許可された者が、次の各号のいずれかに該当するときとし、かつ、「罹災証明書」が発行される者であることを要する。

- (1) 東日本大震災の発生日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者であるとき。
- (2) 平成28年熊本地震に際し災害救助法適用地域内に住所又は居所を有していた被災者であるとき。
- (3) 平成30年7月豪雨に際し災害救助法適用地域内に住所又は居所を有していた被災者であるとき。
- (4) 北海道胆振東部地震に際し災害救助法適用地域内に住所又は居所を有していた被災者であるとき。

(不徴収申請の手続等)

第3条 前条の規定により入学手数料及び入学料を納付することを要しない者は、入学手数料の不徴収承認申請書（別記第1号様式）及び入学料の不徴収承認申請書（別記第2号様式）に「罹災証明書（コピー可）」を添付し、校長を経て高知県知事に申請するものとする。

- 2 高知県知事は、前項に規定する申請があった場合において、前条の要件に適合するときは、不徴収の決定を行うとともに、校長を経て申請者にその旨を通知する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月19日から施行する。
- 2 第2条第1項1号については、平成23年3月11日から適用する。
- 3 第2条第1項2号については、平成28年4月14日から適用する。
- 4 第2条第1項3号については、平成30年6月28日から適用する。
- 5 第2条第1項4号については、平成30年9月6日から適用する。

入学手数料の不徴収承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱の第2条第1項第 号に該当する被災者であるため、高知県立幡多看護専門学校の入学手数料の不徴収について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

世帯主 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____

入学料の不徴収承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱の第2条第1項第 号に該当する被災者であるため、高知県立幡多看護専門学校の入学料の不徴収について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

世帯主 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____